

保育の必要認定（新2号・新3号認定）を受けられた方へ

幼稚園・認定こども園等  
在籍園児以外の保護者向け

## 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート・センターの利用料無償化について

### 施設等利用費の対象経費

利用料に限ります。※行事参加費、食材料費、通園送迎費等の実費徴収される費用は対象外となります。

### 支給限度額

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは**月額37,000円**、0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもで非課税世帯は**月額42,000円**を上限に、実際に認可外保育施設等に要した利用料が支給されます。なお、認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合計が上限額に達するまで支給されます。

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を指します。

### 施設等利用費の支給方法

**償還払い**とします。（※「償還払い」とは、一旦自身で支払い、後日請求により払い戻しを受けること。）  
そのため、利用料はこれまでどおり、一旦施設にお支払いください。

### 請求手続きの流れ

利用料の償還払いを受けるためには、別途**請求が必要**です。

請求書（**施設等利用費請求書（認可外保育施設等 償還払い用）【様式その2】**）は、ホームページ（下の二次元コード参照）から印刷できます。

- ① 請求書に、認可外保育施設等が発行する「**領収証**」及び「**提供証明書**」を添付して、持参又は郵送により、**守口市**に提出してください。  
※提供証明書…利用した日及び時間帯、利用内容や費用の額等を証する書類
- ② 守口市が請求書類を審査し、認定子どもの保護者名義の口座へ支給します。

### 請求及び支給の時期

請求の受付は、**四半期ごと**に行います。以下の期日までに市へ請求書類を提出してください。

4月から6月までの利用分……7月末日提出締切、8月末頃支給

7月から9月までの利用分……10月末日提出締切、11月末頃支給

10月から12月までの利用分…1月末日提出締切、2月末頃支給

1月から3月までの利用分……4月20日提出締切、5月末頃支給

### ご提出先

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市こども部こども施設課(3階北エリア)  
電話:06-6992-1658 FAX:06-6992-1400

詳しくは、  
守口市ホームページを  
ご覧ください。

